

住民税が変わりました

平成 19 年度（18 年の収入に課税）から次のように改正されました

今年から住民税の税率が改正され、所得額の多い少ないに関わらず、一律 10% となり、ほとんどの場合、住民税は増額となります。

ただし、国から地方へ税源が移されることに伴い、所得税の税率も変更され、住民税と所得税を合わせた負担額は変わらないようになっています。

なお、定率減税の廃止により、実際の税負担は増えることとなりますので、ご注意ください。

国から地方への税源移譲

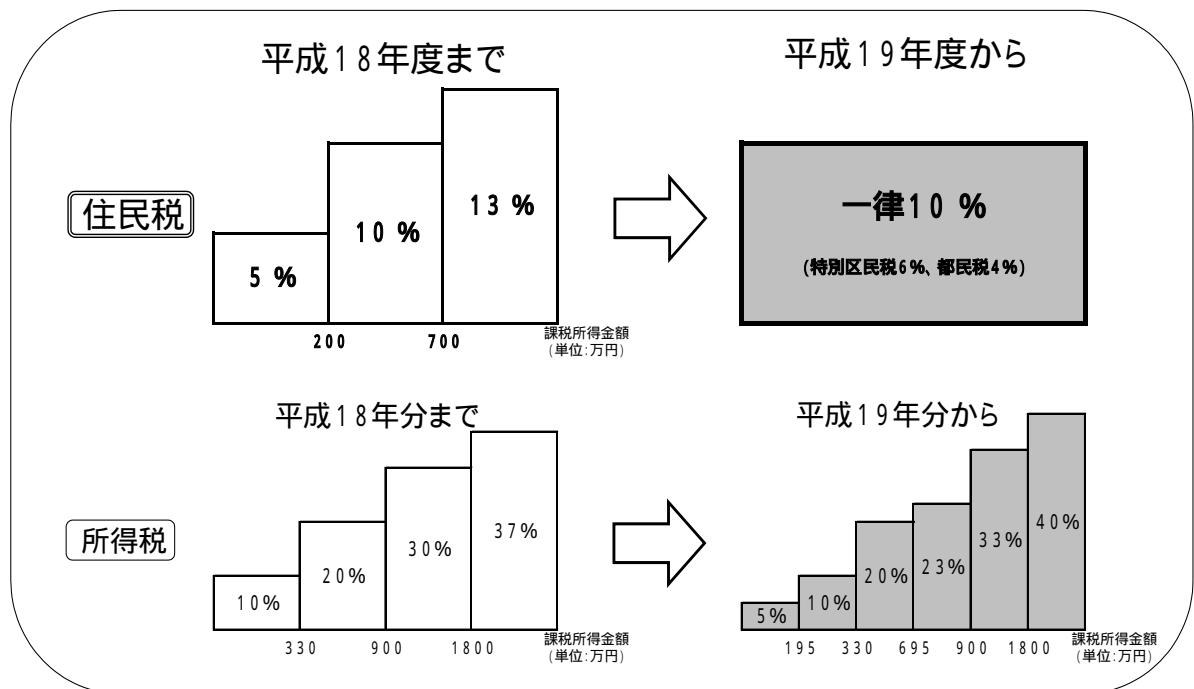
「税源移譲」とは、個人の税負担を変えずに、およそ 3 兆円の税収を国（所得税）から地方（住民税）へ移そうとするものです。この税源移譲に伴う主な改正点は以下のとおりです。

所得割の税率の変更

住民税には、所得金額に応じて計算する「所得割」と、一律に課税される「均等割」があります。

そのうち所得割の税率が、税源移譲により一律 10%（特別区民税 6%・都民税 4%）に変更されました。[平成 18 年度までは、5%、10%、13%の 3 段階]

また、同時に所得税の税率も 6 段階に変更されました。[平成 18 年分までは 4 段階]



* 山林所得及び退職所得についても、税率が 10%（特別区民税 6%・都民税 4%）に、また、それ以外の分離課税所得（土地、株式等の譲渡等）の税率割合も特別区民税 6：都民税 4 にそれぞれ変更されました（合計の税率に変更はありません）。

* 変動所得及び臨時所得に係る平均課税の適用は廃止されました（所得税での適用はあります）。

<裏面もご覧ください>

調整控除の創設

住民税と所得税とでは、下の表のように配偶者控除や扶養控除といった「人的控除」の額に差があり、住民税の方が低くなっています。このため、人的控除を行った後の「課税対象所得金額」は、住民税の方が高くなります。

税源移譲による税率変更の結果、この差額を原因とした負担増が生じないように、所得割額から減額する「調整控除」が設けられました。

【住民税と所得税との人的控除の差額(単位:万円)】

人的控除	配偶者控除		配偶者特別控除		扶養控除				障害者控除		同居特別 障害者加算	寡婦控除		寡夫控除	勤労学生控除	基礎控除
	一般	老人	配偶者所得 38万円超 40万円未満	配偶者所得 40万円以上 45万円未満	一般	特定	老人	同居 老親	普通	特別		普通	特別			
住民税	33	38	33	33	33	45	38	45	26	30	23	26	30	26	26	33
所得税	38	48	38	36	38	63	48	58	27	40	35	27	35	27	27	38
控除の差額	5	10	5	3	5	18	10	13	1	10	12	1	5	1	1	5

調整控除は次のように計算します。

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の、のいずれか少ない金額の5% (特別区民税3%・都民税2%)を控除

人的控除額の差の合計額

合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}

の5% (特別区民税3%・都民税2%)を控除

* この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。(特別区民税1,500円・都民税1,000円)

この計算に用いる合計課税所得金額とは、総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額であり、分離長期譲渡所得等は含まれません。

定率減税の廃止

平成11年度から景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として実施されていた定率減税が、平成19年度から廃止になりました。[平成18年度は所得割額の7.5%を減額(上限2万円)]

また、所得税の定率減税も平成19年分から廃止になり、これらによる税負担は増えることとなります。

老年人非課税措置の廃止に伴う経過措置

昭和15年1月2日以前生まれで、前年の合計所得金額が125万円以下の方につきましては、下記のとおり経過措置がとられています。

	所得割額	均等割額
平成18年度	税額の3分の2を控除	1,300円 (特別区民税1,000円 都民税 300円)
平成19年度	税額の3分の1を控除	2,600円 (特別区民税2,000円 都民税 600円)
平成20年度	全額課税	4,000円 (特別区民税3,000円 都民税1,000円)

お問い合わせ先 豊島区役所 税務課 区民税調整係・区民税第一係・区民税第二係
 ・03(3981)1111(代表) 内線2314~2319、2321~2326
 豊島区役所ホームページ (<http://www.city.toshima.tokyo.jp>)